

## 1 地域主権改革の進展と都市づくり

1999(平成11)年の地方分権一括法の制定に伴い、都市計画に関する権限委譲が進められ、用途地域の指定などの都市計画決定権限が、政令指定都市へ移譲されるとともに、地方自治法の改正を受け、条例によって、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができることになりました。

2000(平成12)年には、都市計画法が抜本改正され、線引き制度の選択制の導入など、地域の実情に応じて柔軟に土地利用規制を行う制度が整備され、2002(平成14)年の同法の改正では、土地所有者

等による都市計画の提案制度が創設されました。

その後、2008(平成20)年から2009(平成21)年にかけて開催された地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえて、2011(平成23)年5月から現在までに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1～4次一括法)の制定に基づく改正が行われ、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担うものとされました。

この中で、用途地域などの都市計画決定権限を、県から市町村へ移譲することなど、基礎自治体である市町村の権限が拡大しました。

## 都市計画制度の動き

| 時 期             | 主な動き       | 都市計画制度見直しの内容  |
|-----------------|------------|---|
| 1999<br>(平成11)年 | 地方分権一括法の制定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲</li> <li>■県から一定規模の市への事務移譲が可能</li> </ul>   |
| 2000<br>(平成12)年 | 都市計画法の抜本改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■県の判断による線引き制度の選択制の導入<br/>(ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け)</li> </ul>  |
| 2002<br>(平成14)年 | 都市計画法改正    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■土地所有者等による都市計画提案制度の創設</li> </ul>   |
| 2011<br>(平成23)年 | 第1次一括法*    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止</li> <li>■市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止</li> </ul>  |
| 2011<br>(平成23)年 | 第2次一括法*    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■政令指定都市へ移譲               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道 等</li> </ul> </li> <li>■すべての市町村へ移譲               <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道 等</li> </ul> </li> </ul> |
| 2013<br>(平成25)年 | 第3次一括法*    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止</li> </ul>   |
| 2014<br>(平成26)年 | 第4次一括法*    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■指定都市へ移譲               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画</li> </ul> </li> </ul>   |

※第1～4次一括法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に基づく改正

## 2 多様な主体による都市づくり

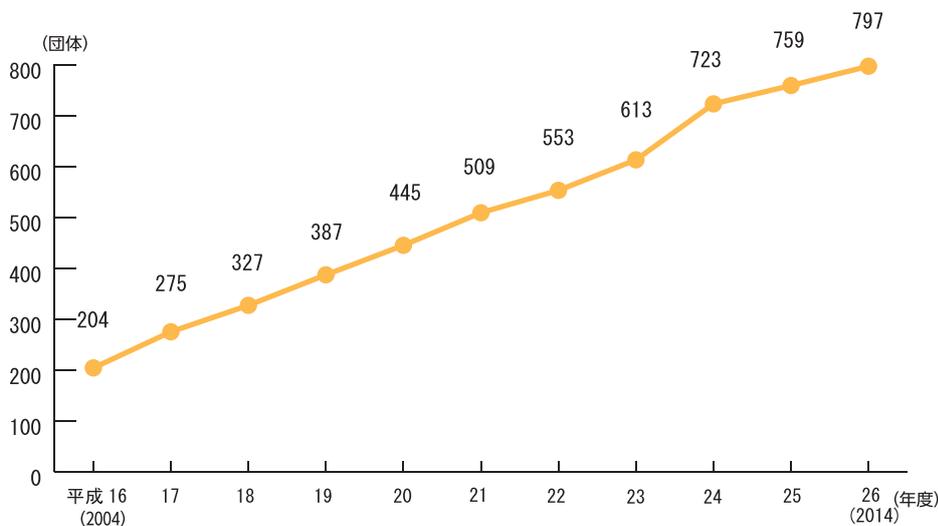
2002（平成 14）年の都市計画提案制度の創設によって、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人（特定非営利活動法人）等が、都市計画の提案を行うことができるようになったことで、地域住民がより積極的にまちづくりに取り組める仕組みができました。

また、県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、2015（平成 27）年3月31日現在で、797 団体が

認証されるなど、まちづくりの担い手も広がりを見せています。

これからのまちづくりの担い手は、例えば、黄金町エリアマネジメントセンターのまちづくり活動に見られるように、地域住民が主体となり、行政、警察、大学等と連携を図りながら進めていくなどの様々な形があり、多様な主体により、個性豊かなまちづくりが推進されることが期待されます。

### まちづくり分野のNPO法人数の推移



神奈川県NPO推進課資料より

### 黄金町エリアのまちづくり

初黄・日ノ出町地区は、違法店舗等により生活環境の悪化が地域の深刻な問題となっていました。2003（平成 15）年、地域住民によって設立された「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が、行政・警察・大学等と連携を図り、違法店舗等の営業を閉鎖し、まちづくりを推進してきました。

そして、2008（平成 20）年、京浜急行電鉄と横浜市の協力により高架下に文化芸術スタジオが建設され、アートを生かした新しいまちづくりを目指し、地域住民、行政、警察、企業、大学、美術関係者が集まった実行委員会によって「黄金町バザール」が開催されました。

その後、継続的なまちづくりを推進するために「特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター」が設立され、黄金町バザールやアーティストの交流などの日常的なにぎわいの創出を図り、安心・安全なまちづくり活動に取り組んでいます。



黄金町エリアマネジメントセンターHPより